

## 第四十九号

徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（供用時間）」に改め、同条ただし書を削る。

第六条第一項ただし書を削る。

第七条の見出しを「（利用料金の免除）」に改め、同条第二号中「附近」を「付近」に改める。

第十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（損害賠償）」を付し、同条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附 則

この条例は、平成二十四年六月一日から施行する。

提案理由

徳島県富田浜第一駐車場及び徳島県幸町駐車場の利用に係る県民の利便性の向上に資するため、当該施設の取扱時間を二十四時間に延長することに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。